

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第6号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月19日（火） 05時18分ごろ	
発生場所	静岡県下田市神子元島灯台から真方位162° 9.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 25.9′ 東経138° 59.9′）	
事故等調査の経過	平成22年1月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 ^{バウメイト} BOW MATE（シンガポール）、4,667トン 9164744（IMO番号）、ODFJELL ASIA II PTE LTD B 遊漁船 ^{じゅうろべい} 重郎平丸、16トン TK2-1779（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 航海士A（二等航海士、フィリピン共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船首部に擦過傷	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び航海士Aほか14人が乗り組み、神子元島沖を西進していた。</p> <p>船橋当直についていた航海士Aは、平成22年1月19日05時10分ごろ、B船を右舷船首約45° 約3Mに視認し、レーダーのARPAの表示からB船がA船の船尾方を通過するものと思い、B船との通過距離を広げようとして自動操舵のまま左転した。</p> <p>航海士Aは、05時16分ごろ、B船がA船の船首方を通過する態勢であると思ったが、右舷方には反航している他船がいたので、B船に向けて発光信号を照射したのち、左舵一杯をとって左転した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、釣客9人を乗せ、神子元島沖を南進していた。</p> <p>船長Bは、1.5Mレンジでレーダーを作動させていたが、潮目による海面反射が発生していて接近するA船の映像に気付かず、衝突直前に左舷船尾約60°に初めてA船を視認した。</p> <p>両船は、05時18分ごろ、神子元島南南西方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>両船とも自力航行が可能で、浸水や油の流出はなかった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p> <p>特記事項：事故発生場所の日出時刻は、06時49分であった。</p>	
分析	乗組員等の関与	A あり B あり
	船体・機関等の関与	A なし B なし
	気象・海象の関与	A なし B なし

	<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は西進中、B船は南進中、神子元島南南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>航海士Aは、05時10分ごろB船がA船の船尾方を通過するものと思い、通過距離を広げようとして左転したが、05時16分ごろにはB船がA船の船首方を通過する態勢であると思ったことから、航海士Aは、適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、視界が良好であったが、衝突直前までA船に気付かなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、神子元島南南西方沖において、A船が西進中、B船が南進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	